

第1回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日 時：平成27年3月23日（月）午後6時～午後7時30分

場 所：菊池恵楓園自治会ホール

出席者：※敬称略

委 員／内田博文	九州大学名誉教授 神戸学院大学教授
遠藤隆久	熊本学園大学教授 ハンセン病市民学会事務局長
小野友道	熊本保健科学大学学長 医学博士
志村 康	菊池恵楓園入所者自治会会長
中 修一	国立療養所菊池恵楓園退所者 ひまわりの会会長
酒本喜與志	国立療養所菊池恵楓園園長
池田一也	熊本県教育庁人権同和教育課長
下村弘之	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課課長
事務局／山内信吾	熊本県健康福祉部健康局局长
福原彰宏	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課課長補佐
吉原 繁	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課総務・特定疾病 班主幹
柳田篤伺	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課総務・特定疾病 班参事
その他／猿渡博実	熊本県教育庁人権同和教育課人権教育指導係指導主事

【次第】

- 1 開会
- 2 熊本県健康福祉部健康局長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 委員会設置の趣旨説明について
 - (1)熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書概要説明
 - (2)委員会の設置について
- 5 委員長の選出について
- 6 議題
 - (1)今後の委員会スケジュールについて
 - (2)熊本県の取組状況報告について
 - (3)その他

【1 開会】

(進行／福原彰宏 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課課長補佐)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから「熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」を開催させていただきます。

本日は第1回目の委員会でございますので、委員長が選出されるまでの間、県の方で進行を務めさせていただきます。私は、熊本県健康づくり推進課の福原と申します。よろしくお願いいたします。

それでは委員会に先立ちまして、熊本県健康福祉部健康局山内局長からごあいさつを申し上げます。

【2 熊本県健康福祉部健康局長あいさつ】

(山内信吾 熊本県健康福祉部健康局局长)

年度末のお忙しい中、かつ、こういう夕刻の時間にも関わらず、第1回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会にご出席をいただき、感謝申し上げます。また、このたびは本委員会の委員就任をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。併せて御礼を申し上げます。

この啓発推進委員会は、昨年6月に知事へ提出をいただきました熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書の提言を受けまして、本県が関係各界と連携をして取り組むべきハンセン病問題の啓発等に関する基本的方向及びあり方を検討するために設置をさせていただいております。この報告書につきましては、後ほど、当時検証委員会の委員長として、取りまとめにご尽力をいただきました内田委員から、ご教示、ご説明をいただくこととしております。県では、この報告書を最大限活用し、関係機関と連携をし、ハンセン病に対する正しい理解を進めるよう啓発活動に一層努めてまいりたいと考えています。委員の皆さまにはさらなる啓発活動の推進のため、幅広い立場、見地から忌憚（きたん）のないご意見を賜りたいと思っております。本日はよろしくお願いいたします。

本日の議題ですが、本委員会の今後のスケジュールや県の取組状況について、まず、ご報告、ご説明を申し上げた上で、確認のご意見を伺うようにしております。本日は、大変貴重な時間をお取りいただきありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【3 委員紹介】

(福原課長補佐)

次に、委員の皆さまをご紹介させていただきます。まず、九州大学名誉教授、内田博文委員でございます。

(内田委員)

内田でございます。よろしくお願いいたします。

(福原課長補佐)

次に熊本学園大学教授、遠藤隆久委員でございます。

(遠藤委員)

遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

(福原課長補佐)

次に、熊本保健科学大学学長、小野友道委員でございます。

(小野委員)

よろしくお願いいたします。

(福原課長補佐)

続きまして、菊池恵楓園入所者自治会会長、志村康委員でございます。

(志村委員)

どうぞよろしくお願いいたします。

(福原課長補佐)

次に菊池恵楓園退所者、ひまわりの会会長、中修一委員でございます。

(中委員)

よろしくお願いいたします。

(福原課長補佐)

続きまして、菊池恵楓園園長、酒本喜與志委員でございます。

(酒本委員)

酒本です、よろしくお願いいたします。

(福原課長補佐)

次に、熊本県教育委員会人権同和教育課課長、池田一也委員でございます。

(池田委員)

はい。池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(福原課長補佐)

最後に、熊本県健康福祉部健康づくり推進課課長、下村弘之委員でございます。

(下村委員)

下村です。どうぞよろしくお願いいたします。

(福原課長補佐)

以上、8名の皆さまにご就任いただいております。どうかよろしくお願いいたします。

【4 委員会設置の趣旨説明について】

(1) 熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書概要説明

(福原課長補佐)

それでは次第4の「委員会設置の趣旨説明」に進みます。まず、本委員会の設置の契機となりました熊本県「無らい県運動」検証委員会報告書につきまして、検証委員会委員長としてご尽力いただきました内田委員からご説明をお願いいたします。

(内田委員)

それでは、僭越ではございますが、私の方から少しご報告をさせていただければと存じます。お手元の概要版を用いて、ご説明させていただければと思います。

「無らい県運動」検証委員会は、その名前からも明らかなように、「無らい県運動」を検証するというを中心として設置された委員会でございます。戦前の「無らい県運動」と戦後の「無らい県運動」との比較、どういうところが違っているのかという問題。戦後の「無らい県運動」にどういう特徴が見られるのかというところです。地域住民の「無らい県運動」への関わりというものを、どういうふうに説明したらいいのか。それから患者、家族の被害の実態を明らかにする。それから各界の役割を明らかにする。そういうテーマを設定して、分析、検証をさせていただいたというところでございます。

第1章では戦前編といたしまして、戦前の熊本県における「無らい県運動」を取り上げさせていただきました。熊本というのがハンセン病において、どういう位置付けを持つのか。それから九州7県連立九州らい療養所（1909年開設、1911年に九州療養所に改称）の開設ということが、どういう影響を与えたのか。それから熊本県光明会の設立（1928年）と、熊本県での陸軍特別大演習（1931年）というのが戦後の展開にどういう意味を持ったのか。宮崎松記の療養所所長就任（1934年）、九州MTL（1934年設立）の活動というものがどういうものだったのか。そして本妙寺事件（1940年）や患者一斉調査と「無らい県運動」。こういう形で項目を立てて検証させていただきました。熊本では、非常に多くのハンセン病患者の方がいらっしゃったのですが、その方々を国的に言えば、戦前は強制隔離できなかったということが戦後の無らい県運動の方につながっていく。そういう分析をさせていただいたというところでございます。

次に、戦後編でございますけれども、先ほど申しましたように、戦前と戦後の「無らい県運動」というのは非常に大きな違いがあります。例えば、戦前の場合ですと「無らい県運動」の第一線の担い手が衛生警察である。これに対しまして、戦後の場合は、保健所とか医師の方とか、社会各界の方たちが担い手になられる。戦前の場合は社会防衛がもっぱらその大きな根拠とされましたけれども、戦後の場合には患者の方あるいは家族の方への福祉ですとか医療ですよという、そういうソフトな面も付け加えてきた。そういうこともございまして、戦前以上に戦後の無らい県というのは、より強力な形で展開された、というふうな分析をさせていただいたところです。

次に、優生保護法というのが、戦後制定されたということの持っている意味というのを分析させていただきました。そして、現在、最高裁などが検証しています菊池事件とか菊池医療刑務支所の開設（1953年）、こういったものも、個別の事件ですが、熊本の無らい県運動を検証する場合には必須不可欠だということで、取り上げさせていただきました。さまざまな資料などを収集した上で、分析をさせていただいたというところでございます。

黒髪校事件と教育問題ということにつきましても、非常に大きな問題として取り上げさせていただきました。そして、入所者自治会の方たちが、らい予防法の成立に対して果敢

に運動をされ、抵抗をされたのですが、それが結果的には奏功せず、戦後のらい予防法の制定に結び付くという分析をさせていただきました。

第3章では各界の役割ということで、マスコミ、宗教、法曹界、それから福祉界、教育界、医学界、保健所というものを取り上げさせていただきました。従来なかなか資料が集まらなかったところをございました、保健所につきましても、かなりの資料が集まるということで、詳しい分析ができたのではないかとというふうに考えております。

第4章では、現在におけるハンセン病問題の課題ということで、国賠訴訟の意義というのはどういうものであったのか、その経緯はどうだったか。それから残念ながら、ホテル宿泊拒否事件といった、「無らい県運動」の影響と考えられるような差別、偏見が今日でも続いているということで、このホテル宿泊拒否事件を取り上げさせていただきました。その後、ハンセン病問題基本法というものが制定されましたけども、この基本法制定によってもまだ課題はかなり残っているということで、そういう課題設定の一つとして、患者の権利の保護によって、分析させていただきました。

第5章では、被害の実態ということで、被害総論と被害各論に分けて、分析をさせていただいたところです。国の検証会議でも被害の聞き取りというのをさせていただきましたけれども、総論、各論に分けて体系的に分析するというのは、国の検証作業でも積み残されていた部分でございます。今回のこの熊本県「無らい県運動」検証委員会の報告書の中の、この被害の実態というのは国の検証を一步も二歩も進めた、そういう意義付けが与えられるのかな、そういうようなところでございます。こういう被害の実態を踏まえた上で、名誉回復とか被害救済とか啓発とか、そういったものを図っていく必要があるのかなというふうに考えております。

第6章は、ハンセン病問題の解決に向けてということで、そういう「無らい県運動」の実態、経緯を踏まえて今後、さらに国、自治体、そして社会、各界が差別偏見の是正のために取り組んでいく必要があるのではないかと。啓発のためのシステムとして、どういうことが考えられるのか。差別防止のためのシステムの整備としてどういうことが考えられるのか、そういったようなことにつきまして、分析を加えさせていただきました。

最後に、先ほど、県からもご紹介いただきましたように、検証で終わるというわけではなくて、さらに県とか社会各界の取組みをフォローアップさせていただくような形の委員会をおつくりいただきたい、というふうに要望させていただきました、本委員会の設置になったということです。以上、簡単ではございますけれども、ご報告に代えさせていただきます。

(福原課長補佐)

ありがとうございました。続きまして、事務局から委員会設置の趣旨等について説明させていただきます。

(2) 委員会の設置について

(吉原繁 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課総務・特定疾病班主幹)

健康づくり推進課の吉原と申します。どうかよろしく申し上げます。それでは私の方から委員会の設置について、資料1をご覧くださいと思います。資料1で設置目的のその下に四角囲みの所があるかと思えます。先ほど内田委員の方からこの委員会設置の根拠となったところのご説明がありましたけれども、検証委員会報告書の中で、ロードマップ委員会の設置という提言を受けました。

そのロードマップ委員会につきまして、簡単に触れていきたいと思えますけれども、そのかつこの2行目になりますが、熊本県「無らい県運動」検証委員会の報告書において、示された検証から導き出される教訓が熊本県および熊本県民によって生かされ、実現されているかを検討し、その検討結果の実現に向けた道筋等を明らかにするための開かれた会議として設置され、その提言の検討結果について、随時、熊本県等の実施状況を確認することを目的とすると報告書の中で提言をしていただいたというものです。このロードマップ委員会というものを本委員会で具体的に実現したものということとなっております。

まず、この委員会の名称につきまして一番上に書いてはございますが、熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会、このような名称にしたいと思っております。この辺りは、熊本県の大きな役割でありますところは、やはり啓発というのが一番大きな部分でございますので、そういったところを進めていくというようなこと、それから県民の皆さんに分かりやすい名称といったものを考えまして、啓発推進委員会というような表現でさせていただきたいというふうに思っております。

次に、1番の設置目的でございますけれども、先ほどの局長のあいさつの中でもありましたけれども、熊本県「無らい県運動」検証委員会の報告書の提言を受けて、熊本県が関係各界と連携して取り組むべき、ハンセン病問題の啓発等に関する基本的方向やあり方等を検討するため、この委員会を設置することとしております。

では2の検討内容についてです。どういったことをこの場で検討いただくかというところを記載しております。次の3点を柱に考えていただければということとして思っております。まず1番として、県の取組状況の報告ということで、県の取組状況をこの委員会で報告しまして、委員会としてその内容を評価していただきまして、必要に応じて意見提言等を行っていただきたい、そのような委員会としたいと考えております。

それから2番として、県民への啓発意識の向上のための取り組みの検討ということで、県民のハンセン病問題の理解を深めるための効果的、具体的な啓発活動の検討ということですが、1と重なる部分もあるかと思えますけれども、例えば、県以外の部分でも県全体に関わってくるような内容を考えた取り組みとか、県民に向けた情報発信とか、そういったところをこの委員会で検討できればと考えているところでございます。

それから3番目としまして、各界、例示的に書いておりますけれども、医療界、法曹界、マスコミ、宗教界等の取組状況を確認していくという作業もしていきたいというふうに思

っております。報告書で各界の責任についてまとめてございますけれども、その報告書をどのように受け止めているか、また各界の偏見差別解消のための活動状況等について委員会に出席いただいて報告してもらおうというようなことで考えております。具体的に言いますと、各界でハンセン病問題に見識が高い方々に出席いただいて、ご意見を伺って今後委員会が各界に求める啓発の進め方などを提案する際の参考としたいと考えています。

なお、検証委員会報告書のなかに、県立ハンセン病センターの設置という記載がございました。その提言につきましては、この委員会におきましては、(1)の県の取組状況の説明の中で、適宜、検討状況等を報告させていただきまして、委員の皆さまのご意見等を伺って、センターの方向性とかを検討していきたいと考えているところでございます。

次の2ページ目をご覧くださいと、それを具体的にした設置要項というものになってございます。第1、2条から第3条までが今ご説明した内容となっておりますので、この部分は省かせていただきます。

第4条が組織ということで、この第4条に沿って皆さんに委員となっていただいたというところでございます。それから第5条につきましては、委員の任期は一応2年ということでさせていただいて、委員は再任されることができるというふうにしております。

第6条で、委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によって選任するというふうにしております。また、第3項にいきますけれども、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理するというので、委員長代理ということも考えております。

そして第7条でございますけれども、委員会は委員長が招集し、委員会の議長となるとしております。また、その第2項で、委員長は必要に応じて、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができるとしております。これは先ほどの協議事項の3番で各界の取組状況とかありましたけれども、この第2項により各界から出席いただく形で考えております。またそれ以外でも、必要に応じて出席をできるようにしたいということでもございます。それから第3項につきましては、委員がやむを得ない理由で出席できないときは、代理の者が委員会に出席して議事に加わることができるというようなことも書かせていただいております。

それから第8条は、庶務は県の健康づくり推進課で処理するというので、それから第9条でこの要項に定めるものの他は、委員長が定めるというようなことで書かせていただいております。特にこの要項でよろしければ本日から施行するというのでしたいと思っております。ただ一方で委員の任期、先ほど2年というお話ししましたが、ちょうど2年だと交代時期が年度途中になりますので、最初の1期目は29年3月31日までということでさせていただきます。以上が私の説明になります。ありがとうございました。

(福原課長補佐)

ただ今、「無らい県運動」検証委員会報告書の概要および本委員会の設置の趣旨説明をさせていただきます。何かご質問があればこの場でお伺いしたいと思います。特になければ

ば、本委員会の体制と運営および協議事項につきまして、今事務局でご説明しました設置要項（案）のとおりとさせていただきますよろしいでしょうか。

（全委員）

異議なし。

（福原課長補佐）

ご了解いただいたということで、ありがとうございます。

【5 委員長の選出について】

（福原課長補佐）

次に、委員長の選出に移らせていただきます。ただ今ご承認いただきました設置要項第6条第1項の規定によりまして、委員長については委員の互選により選出するという事になっておりますが、いかがいたしましょうか。

（遠藤委員）

差し支えなければ内田先生にお願いしたいと思います。

（福原課長補佐）

いま内田委員という提案がありましたが、いかがでしょうか。

（全委員）

異議なし。

（福原課長補佐）

それでは皆さまからご承認いただいたということで、内田委員、委員長をお引き受けいただけますでしょうか。

（内田委員）

はい。

（福原課長補佐）

内田委員に委員長をお願いします。よろしくをお願いします。

次に、議事に移らせていただきたいと思います。これより議事進行は、設置要項第7条第1項によりまして、委員長にお願いしたいと思います。すみませんが、中央の席にお移りください。

（内田委員長）

ただ今、委員長に選出いただきました内田でございます。ひと言ごあいさつ申し上げたいと思います。この委員会というのは極めて重要な委員会でございます。熊本県における各自治体、それから社会各界、県民の方々のハンセン病問題に対する理解の啓発、差別や偏見の撲滅という非常に大きな課題を持っております。委員の皆さま方のお知恵を拝借しながら、当事者の方々のご期待に応えられるような委員会活動を務めていきたいというふうに思っておりますので、誠に至りませんが、今後ともよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

それでは議題に入ります前に、先ほど事務局からご紹介ございました委員長代理の指定という件に入らせていただければと思います。設置要項の第6条第3項の規定によりまして、委員長が委員長代理を指定するというふうになっておりますので、よろしければ小野委員に委員長代理をお引き受けいただければありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(小野委員)

了解致しました。

(内田委員長)

それではよろしくお願ひ申し上げます。

【6 議題】

(1) 今後の委員会スケジュールについて

(内田委員長)

それでは、議題に入らせていただきます。最初の議題は「委員会の今後のスケジュールについて」となっております。事務局からご説明をよろしくお願ひいたします。

(吉原主幹)

はい。資料2の今後の委員会スケジュールについて、本日が3月23日ということで、第1回目の委員会ということとなっております。内容につきましては、議題のとおりでございます。今後につきましては、枠の下、以後というところをまず見ていただければと思いますけれども、年度内に2回、9月と3月を基本に開催したいと思っております。

まず、9月に、次年度における県の取組計画に対する意見の聴取、それから各界からの報告をメインにしていきたいということでございます。県の予算関係につきましては、だいたい10月ぐらいから翌年度の予算の内容を検討しているところでございますので、9月のその前に県の計画案をご報告いたしまして、委員の皆さまに意見を伺いたいと考えたところでございます。

また、3月には、当該年度の実績、県の取り組みの実績報告、それからその頃になると、もう予算案も成立しておりますので、実際9月に意見を伺った中で、こういった取り組みが翌年度にできるかというようなところをご報告して、さらにその内容を検討いただければとこのように思っております。

必要がある場合には、臨時委員会を開催するというのも考えております。例えば、ハンセン病問題に対して重大な案件等発生したとか、そういう出来事があったときなど、場合によっては臨時委員会で集まっていただいて、そこでその内容を検討するとか、そういったこともできるようにということも考えております。

上の表にまた戻っていただきまして、第2回、第3回、来年度のことを書いてございます。来年度は9月、遅くても10月の上旬になるかと思っておりますけれども、そこで第2回目を

開催させていただきまして、平成 28 年度の取組計画に対する意見の聴取といったものをしていきたいということでございます。先ほど協議事項の 2 番目の形になりますけれども、県民への啓発意識の向上のための取り組みの検討といったこともやっていきたいと。それから 3 番目になりますが、各界から 1 ないし 2 団体になるかと思えますけれども、各界からの報告を受けましてそれに対するいろんな意見の聴取といったこともやっていきたいと思っております。

それから第 3 回目ということで来年の 3 月になりますけれども、このときは平成 27 年度の実績報告、それから 28 年度の取組計画の報告とそういったもの、それに併せまして引き続き県民への啓発意識の向上のための取組の検討といったこと、その辺りをメインに 2 回目、3 回目というところでやっていきたいと思っております。

それらを何年か続けまして、ちょうど矢印の下の方になりますけれども、おおむね 5 年辺りを目途といたしまして、委員会としての意見といったのを取りまとめて公表できないかというふうに考えてございます。県全体としてあるいは各界とか、より効果的な啓発のあり方を取りまとめて公表できればと考えているところでございます。以上、よろしく願いいたします。

(内田委員長)

ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、ご質問とかご意見があれば頂戴したいと思います。

(中委員)

「概ね 5 年を目途に…」となっていますけれども、いまの全国の入所者の平均年齢、菊池恵楓園の平均年齢は、既に 82、3 歳になっていると思います。私ども退所者も 70 歳ぐらいの平均年齢になっているかと思えますので、この啓発を推進するためにはできるだけ早く取りまとめていただいて、県民に少しでも早くハンセン病問題に対する理解を深めてもらわないと、私たち当事者の命はもう切羽詰まっているような状況にあるのではないかと思いますので、もう少し早めてとりまとめていただければありがたいと思っています。

(下村委員)

健康づくり推進課長の下村でございます。事務局も私の課で持っておりますので、委員という立場と事務局の立場とちょっと重なる部分で意見といいますか、ご説明をすることをお許しいただきたいと思えます。

いま、中委員からお話がありましたが、ご意見については、今回準備する段階でも十分に県庁内で議論してきたわけでございます。ご説明があった状況については、よく理解をしているところではございます。昨年、報告書を完成させていただいて、その際にお話がありましたのは、あくまで報告書ができてそれで終わりではない。だから検証については永遠に続くものだという委員長や皆さま方からもお話をいただいております。そういう意味で、今回ロードマップ委員会を設置をさせていただいております。ただ、それを念頭に考えますと、この委員会が逆に言うといつまでという区切りがあるかという、そうでは

ない部分もございまして、今日のご提案の中で、委員会の終期設定をさせていただいていないのがそういう事情でございます。

取りまとめにつきましては、ロードマップという意味では、時期をおいて報告を固めていく。それからまた啓発の状況を再度ご確認いただいて、また意見をいただいて、ちょっとローリングしていくような形になっていくと、私どもはイメージをしておりますので、5年で完了するものではないというイメージをもって今日のご説明をさせていただいておりますので、取りあえず、いろんな私どもの施策への意見をいただく、それから各界へのご意見をいただくことを一つの5年というタームで進めさせていただきながらと思います。ただ、あくまで5年は、何も具体性を持った5年ではございませんので、例えば、委員会での検討の進捗状況に応じて中間取りまとめという形を入れていくということも進めていきたいと考えておりますので、あくまで一つの大区切りということでご理解いただければと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

(内田委員長)

よろしければ。志村委員からお願いします。

(志村委員)

最近話すのですが、恵楓園で亡くなる方が大変多くなってきました。園内の方で世話人というような形で臨終を迎える前に、どういう最終、終末への医療を行うかというようなことについて、前もって医局の方からしっかりその辺りをしておこうというようなことでございます。今、世話人もなかなか、なり手がいないというような状況にあります。多分、今週からある患者の人への経管栄養、管を通して栄養を補給する形になります。その際に、親兄弟というものはもうございませんので、甥とか姪という方が近くにおられます。本来ならその方々が臨終のときに初めて見えるのが一番いい話ですが、かえって近くには恵楓園に関係する職員の方がいらっしゃるというようなこともあって、世話人さんに全てをお任せします、最後の葬儀から一切をお願いいたします、その後、頃合いを見計らって、そして遺骨を取りにきますから、その間は皆さんによろしくという、そういう話し合いになっております。そういうことも考えますと、今、中さんがおっしゃったように、なかなかつらいものがありますし、今なお、これほど私たち、らい予防法廃止から時間をおいて訴訟があり、そしてその他にも黒川温泉事件というようなこともございました。そのたび大変、県に対応をしていただく。しかし、現実には家族がいま言ったような状況に置かれているということでございます。だから、5年の間にもできることを、その間にもやっていくというような形で何とか一歩でも半歩でも前に進めることができたなら、その方がよりベターではないかというように考えております。以上です。

(内田委員長)

ありがとうございます。今のご意見にはどなたもご賛成だと思いますので、そういう形をお願いしたいと思います。他にご質問とかご意見があれば、どうぞ。

(遠藤委員)

今回、県で選んでいただきました啓発推進委員会の委員の方々、小野先生は医学でいらっしゃいますし、教育関係の方もいらっしゃいますし、入所者の方、退所者の方もいらっしゃいますし、園当局の方もいらっしゃって、すごく多方面でバランスのいい委員が選ばれていると思います。

私が啓発で一番大事だと思っているのはやはり、いま、このハンセン病差別を受けていらっしゃる方も、中さんが言われたように、ご高齢でいらっしゃいますし、今後もとめた報告書の中でも、志村さんが研さんに対する、とても哀切を込めた献辞をされていらっしゃるって、去年、神さんが亡くなるということもありました。

苦勞されて人生を過ごされた方たちが、大変苦勞したのだけど、やはり最後には「自分の人生は決して無駄じゃなかった」と言って、何か人生を全うされるようなことが、我々がしなくちゃいけない啓発というものの課題なのだと。だから何のために啓発をするのかという課題というのは、まさにそこにあるのだということをまず一点、我々がしっかりと受け止めなくちゃいけないということですね。

もう一点は、これは県の事業ですので、県の予算で県の啓発事業についての検証とか提案をしていかれるでしょうけれども、先ほど申し上げましたように、多様な皆さんがいらっしゃることによって、これから教育の問題とか、それからいろんな問題が大事ですから、この県のこの事業に関する一つの取りまとめであると同時に、このメンバーは皆それぞれ役割を持っていますから、それをまさに孵卵器のようにしてお互いの活動をちゃんとうまくつなぎ合わせていくと言いますかね。

私、こんな言い方して恐縮ですけど、入所者自治会の「菊池野」1月号、2月号でやっぱりちょっと偏見を持っていらっしゃるなあという印象の連載中の論考を読ませていただいたんですけども、それって本当はお互いに忌憚なく話しあうことがないままに、お互いに誤解しているものがあるのだと思いました。ですからこういう機会として、私は園当局の方たちとも忌憚のないお話をしたいですし、医療関係の方たちにも忌憚のないお話をしたいと思っている。

単に批判するとか何とかそういうものじゃなくて、一緒にこの啓発事業をどうしてお互いに実りのあるものにしていくかという、そういういい各界の皆さんがお互いの協力しながら、この啓発という先ほど申し上げた事業にお互いに一緒になって結果を出していくような、そういういい機会がこの場所につくられたら今までのような距離とか誤解とかそういうものがない形で、実現していくんじゃないかということも、私はとても期待しています。

(内田委員長)

他にご発言ございませんでしょうか。

また後でご発言があればいただくことにいたしまして、次の議題、「熊本県の取組状況の報告」を、事務局からご説明いただければと思います。

(2) 熊本県の取組状況報告について

(柳田篤伺 熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課総務・特定疾病班参事)

こんばんは。健康づくり推進課の柳田です。資料3の熊本県の取組状況報告について(平成26年度)について、説明させていただきます。まず、知事部局である健康づくり推進課の平成26年度の取組状況報告について説明させていただきます。

まず、熊本県「無らい県運動」検証委員会についてです。平成23年1月に多角的な視点から、「無らい県運動」を検証するために、学識経験者、入所者代表等で組織した熊本県「無らい県運動」検証委員会を設置いたしました。昨年の3月まで計8回の委員会を経まして、昨年、平成26年6月に知事へ報告書を提出されました。同年10月に報告書および概要版を関係機関に配布しました。主な配布先は、各都道府県ハンセン病主管課、県内市町村、ハンセン病療養所、入所者自治会、また国や厚生労働省や法務省など、県内大学、報道機関等を合わせて280機関に報告書等を配布しました。

次に、菊池恵楓園訪問事業「菊池恵楓園で学ぶ旅」です。これは平成16年から実施している事業ですが、県民が菊池恵楓園を訪問し、入所者からお話をお聞きすることによって直接ハンセン病の歴史等に触れ、入所者との交流の機会を通して、ハンセン病に対する正しい理解を深めることを目的として実施しております。例年、7月の最終週に開催しております。昨年は一般県民、生徒、学生、教職員、県職員合わせて214名が参加いたしました。昨年は、中学生や高校生の参加も増えておりまして、引き続き若い世代に参加していただくよう募集方法など工夫して、事業を実施したいと思っております。

3番目に、第14回ハンセン病問題に関するシンポジウムです。これは厚生労働省、熊本県、合志市、熊本市の4者の主催によるもので、ハンセン病やエイズなどに対する正しい理解を、シンポジウムや演劇を通して深め、ハンセン病やエイズ患者、HIV感染者などに対する差別や偏見をなくし、全ての人々が「共に生きる」ためのよりよい社会づくりに貢献することを目的として、今年の1月31日に熊本テルサで開催しました。約500名の参加をいただきまして、アンケートも、「とてもハンセン病を理解できた」また「エイズについての理解もできた」ということで、大変好評であったシンポジウムでした。

次に、普及啓発パンフレット「ハンセン病を正しく理解しましょう」の作成です。これは例年、市町村および公立、私立高等学校に配布しております。作成部数は54,000部作成して、今年の2月に配布しました。

続きまして、普及啓発DVD「壁をこえて」。これは合志市、菊池恵楓園および入所者自治会が制作した啓発DVDについて、多くの県民の方に視聴していただき、ハンセン病を正しく理解してもらうために、県で購入し、配布いたしました。配布先は県内の市町村および公立図書館の方で全89機関に配布しております。

次に、ふるさと訪問事業、里帰り事業です。これはハンセン病療養所に入所されている本県出身者の方に、ふるさと熊本の絆を深めてもらうことを目的に毎年実施しております。参加者は、菊池恵楓園からは11名、星塚敬愛園から4名の方に参加いただきまして、いず

れも天草地方を訪問していただきました。

次に、ふるさと事業です。まず①番は「熊本ふるさと便」のお届け。②地方新聞の送付を行っております。これは、ハンセン病療養所に入所されている本県出身者の方に、ふるさと熊本を身近に感じてもらうため、県産品、毎年デコポンを送付させていただいております。また、希望がある療養所には、地元新聞を送付させていただいております。対象者は、昨年12月で7療養所114名の方に送付させていただきました。地元新聞については、2療養所に配布しております。

次に、国立ハンセン病療養所等入所者等家族生活援護委託費です。ハンセン病問題の解決の促進に関する法律、いわゆるハンセン病基本法の第19条に基づき、入所者の親族に対する援護扶助を行っております。昨年度は1世帯1名の方に援護扶助を行いました。

最後に、国立療養所菊池恵楓園の将来構想実現に向けた協議会への参画です。これは菊池恵楓園の将来あるべき姿や、所在自治体や地域との関わりを国、菊池恵楓園入所者自治会、県、事務局である合志市の関係者が集まり、各機関の考えや構想を出し合いながら意見を確認し、実現可能な事項を協議し、将来構想の実現に近づけていくことを目的として開催されたものに、参画しております。これは、昨年8月と11月の計2回開催されております。

あと、平成27年度の事業計画をさせていただきますが、27年度は26年度の同事業をベースとして取り組むこととしています。昨年、熊本県「無らい県運動」の検証委員会の報告書を作成しましたが、平成27年度は検証委員会報告書をもっと多くの県民の方に内容を理解していただくためにシンポジウム、フォーラム等を開催することを考えております。これについては、下半期を予定しておりますので、本委員会の委員の方に、会議やプログラムの内容などについてご提案し、内容を検討していきたいと考えております。

以上、健康づくり推進課からの報告です。

(猿渡博実 熊本県教育庁人権同和教育課人権教育指導係指導主事)

こんばんは。熊本県教育庁人権同和教育課の猿渡と申します。人権同和教育課の事業につきまして、説明をさせていただきます。

まず、教育庁職員人権問題研修会についてご説明いたします。平成26年度は、教育庁職員が、ハンセン病回復者等の人権に対する理解と認識を、一層深めることを目的として開催いたしました。期日は、昨年の9月3日に行っております。講師として、中修一さまにご講演をいただきました。演題は「ハンセン病をめぐる人権」としまして、参加者は熊本県教育庁職員、一般合わせて432名。業務のため欠席した者については、映像を熊本県教育委員会のホームページ上で公開をして、視聴しております。

次の事業につきまして説明をいたします。第2回人権学習指導者研修会についてです。各教育事務所等の社会教育主事が、さまざまな人権問題に対する理解と認識を深め、地域の実情に即した人権教育を推進するための指導力向上を目的として、開催いたしました。実施日は1月15日です。講師として、菊池恵楓園のボランティアガイドをなさっております。

して、菊池市地域人権教育指導員でもある、稲田京子さまにお願いをいたしました。演題は「ハンセン病回復者から学ぶこと、私たちにできること」。参加者は社会教育主事 33 名でございました。

最後に、普及啓発 DVD「壁をこえて」の配布でございます。目的は、ハンセン病問題啓発 DVD「壁をこえて」を活用した教職員の基本的認識の向上および授業実践での活用でございます。事業概要については、合志市が菊池恵楓園の協力で制作されましたハンセン病問題啓発 DVD を増刷し、合志市、熊本市を除く県内各公立学校、市町村教育委員会等に配布するという計画を進めていくところでございます。以上で終わります。

(内田委員長)

ありがとうございました。ただ今、県の方から、取組状況についてご報告いただきましたが、今のご報告につきまして、ご質問とか、あるいはご意見ございましたら頂戴したいと思います。何かございますでしょうか。

(3) その他

(内田委員長)

それでは、議題の(3)「その他」ということに、移らせていただきたいと思います。本日は第 1 回目の委員会ということでございますので、委員会に対する要望とか、あるいは県の取り組みについての要望とか、いろいろと委員の方々からご意見、ご発言いただければありがたいと思っています。

志村委員の方から、順次ご発言していただければありがたいと思います。先ほどもご発言いただいたのですが、追加のご発言があれば、またいただければと思います。

先ほど、療養所の状況が厳しいとご発言いただいたのですが、それ以外にこの委員会の在り方とか、県の取組等についての要望があれば、最初の委員会ですので、お出しいただければと思います。

(志村委員)

私たちは、できる限りの啓発活動というのを自治会の方でやっています。

先日、大分から来た学校がございます。そこは福祉、それから精神衛生士の資格を取られるという学校でした。そこで最後に質問がありまして、いろいろお話がありました。「恵楓園が一番いい」と。「何不自由なく幸せであるという人も居ますでしょう」とかいう質問がありました。喧嘩するわけにもいけませんので、とはいえ、この療養所の中において、子どももいない。そういう状況の中で「これほどいい所はない」と言わせるのは、一体何なのかと。「あなた、考えたことありますか」というふうに言ったのですけれども。

やはり、いろんな教育の中で、公教育もあれば専門学校の教育、大学の教育、その各段階に応じて、人権教育というものが、本当に人権教育と言える教育がなされているかどうかということに対して、大変疑問を持っております。

そういうこともありますので、先生は特に教育界にいらっしゃいますし、県の先生、そ

れから小野先生、教育畑にいらっしゃいます。そういうことから、やっぱり人権教育というものは、こういうふうにやった方がいいのではないかということについても、提言をいただけたらと思います。

それは、ハンセン病だけが差別をされないとか、そういうことはあり得ないわけですから、全て人権という教育が普遍的に存在するということでない、ハンセン病に対する差別というものもなくなっていかないと思います。

そういうことがございますので、やはり小・中・高・大学に至るまで、一貫した人権ということに対する施策というものを、やっぱり県の方でもつくっていただきたい。それがやがて、人権上の問題を申しあげましたけれども、「人権とは何か」というところがあやふやなまま、人権、人権と私たちは言っているような気がしてなりません。

(中委員)

私、退所者としてこの13年間、集合住宅で、県営住宅で暮らしているわけですけど、私たちがハンセン病療養所から退所して、社会で暮らすということは、国および各自治体の皆さんが啓発をすればするほど、私たちは住みやすい社会になるのだということを実感しておりますし、さらに私自身も当事者として、私たちは長い間、ハンセン病療養所で経験したことを、社会一般の皆さんに話していく。それが、一般の人たちにも理解をしてもらえるのだということで、講演依頼さえあれば、断わったことはありません。

年に25回ぐらい、学校とか自治体その他の団体に対して、熊本県だけでなく九州管内、あるいは東京の方にも行ったりしております。私自身も自分の経験を話すことによって、だんだん社会生活に自信がつく。そういうことは、一つの学校で子どもたちに話すと、子どもたちには家族もおれば、そして隣近所の付き合いもあるだろうし、そういった背後の人たちにまで、私が話したことが広がってくれると期待して、私は話をしています。ですから啓発は、やっぱり、やればやるほど住みやすいと思っています。

ただ残念なことには、今年の2月28日に、福岡県の教育研修会という団体が50何名か来られて、そこでガイドを手伝ってくれということで、恵楓園に来てガイドをしたのです。するとある先生が「質問いいですか」と言うから「どうぞ」と、園内を見学しながら話している最中に質問されました。学校の先生です。「中さん、ハンセン病は治ったという基準はどこで決めるのですか」と。今日は小野先生もおられるし、専門家の、野上先生（菊池恵楓園副園長）もおられるから、私はですね、本当はやっぱり講演のたびに最初の時間で、最初まずハンセン病の現状について、少しお話をしてから「らい予防法」による被害、あるいは自分がたどってきたことを話すのです。

野上先生がおられるから話すわけじゃないのですが、2011年の11月号「菊池野」に、野上先生が、第4回菊池恵楓園のボランティアガイド養成講座で、「ハンセン病の医学」ということでお話しされたことが書いています。これとっても、初めて読まれる方には、ハンセン病の現状と医学について分かりやすいので、私はこれを参考にしながら、お話ししております。

やっぱり何も知らないということは、最初から医学的なことを「科学的な治療で、いつごろからもう治るようになったのですよ」ということが、まだ学校の先生たちにも浸透されていないということです。だから福岡県の昨年の小学校で起きたような、全く現状を理解していない先生が、子どもたちにああいうことを話すから、新聞に出たようなことが出てくるわけで、ですからやっぱりハンセン病そのものがどういった症状で、そして今はどれぐらい発病する人がいるか、いないか。もし、いた場合はこういう治療法で、働きながら治すことができるのだということを、もっと一般の人たちに話す必要がある。

私は、2015年1月31日のシンポジウムでもお話ししたのですが、熊本県の県民の皆さんはハンセン病について、他県に比べれば関心があって、理解している人が多いというようなことを言いました。これは事実です。話していて分かります。それはどうしてだろうというと、やっぱり2001年の裁判が熊本であったこと。それによって今日も、マスコミの皆さんもたくさん来ておられますけど、たくさん、毎日のようにハンセン病問題を取り上げていただいて、一般の県民の皆さんに報道してきた。それによって関心を持っていただいた。そして私たちは原告勝訴の判決をいただいたのです。

その後、南小国の黒川温泉の宿泊拒否事件が起きましたよね。あれから、判決から1年半くらい経っていましたか。そうしてまたそのとき、さらに輪をかけるように、志村さんがハンセン病問題についてテレビや新聞にどンドンどンドン報道していただいて、このことによって県民の皆さんが、他県の人たちよりも関心を持っていただいて、ハンセン病の記事を読んだり、テレビを見たりする機会があったから、だからこそ熊本県民の皆さんは、私たちが社会で暮らしていて、はっきり言って住みやすい社会になりつつあるんです。ですからマスコミの報道の力、そういったもののおかげだと思います。

それから私はここを出るときに、マスコミの方々から13年前に「中さんはどうしてそんなに強く生きられるのですか。」と、「社会に出て不安はないですか。」。もうみんな聞かれましたよ、記者さんから。私はこう答えたのです。「私を強くしたのはマスコミの皆さんです」。私は恵楓園の自治会で渉外委員をしまして、マスコミの担当でもあった。だから「らい予防法」、そしてまた裁判のとき、そういうふうにしてマスコミを相手にしてきたから、中修一という本名でマスコミ対応をずっとしてきて、私は、はっきり言って、匿名を使って社会で生きられない。もう分かっちゃっている、知ってもらっているから。そういう意味では、「あなた方が私を強くしてくれましたよ」と言いました。

そして社会の中で、ハンセン病を全ての人が理解してから社会復帰しようと思ったら、命がいくつあっても足りませんよ。だから社会内に理解ある人が半分いて、そうでない人が半分いるかも分からない。それでも私はここから出ていって、社会で暮らしながら啓発活動をするのです。

そういうふうにして退所しましたが、不安がないというのは嘘です。本当はやっぱり怖い面もありましたけど、今は啓発を自分でもしてきて、子どもたちや学生たちにしてきた。それが私の生きる力になっていると実感している。ですから、これからどうか県民の方々

に、分かりやすい啓発を一日も早く深めていただけると、社会で暮らしている私たちの仲間も、まだ自分が恵楓園にいたということさえも語れずに、暮らしている人がほとんどです。この人たちも一人の人間として、過去も話せるような社会にしてもらいたい。そういうふうに切望しております。以上です。

(酒本委員)

今回委員に入れていただきまして、ありがとうございます。やっぱりこれに入れてもらわないと困るなと思った次第です。県の方からこのメンバーの一員にいただいたので、非常に感謝しております。

私たちは何も隠すことはありません。ただ、個人情報だけは守らないといけないわけです。それだけは守って、全てガラス張りで取り組む度量でありますのでご理解ください。今回、委員にいただきましてありがとうございます。

(小野委員)

私は、もともと皮膚科医ですが、ハンセン病自体が得意な方ではなかったのです。専門は皮膚がんの方です。例の黒川温泉のことからあちこち引っ張り出されて、一生懸命やっただけですが、なかなか難しい問題がありました。

僕はいま、日本ハンセン病学会と皮膚科学会が共同して、年に一回、ハンセン病講習会を全国各地で行っており、それに関わっております。若い皮膚科医がハンセン病をもう知らないのですね。野上先生とか10人ぐらいしか、きちんとした診断できる医者が、日本にいないのです。教授の9割以上ハンセン病を見たことないです。

だから8割の大学で、ハンセン病の教育をしていないというアンケートを取って発表したことがあって、そんな状態です。この講習会に出てきますと、患者さん、元患者さん、入所者の方が実習で耳を切らしていただいたり、腕を切らしていただいたり、そこで初めて若い皮膚科医が、皮膚科医がですよ、初めて知るのです。そして福岡では中さんに来ていただきまして、中さんのお話から初めて実態を知るのです。

この講習会は今はもう8回か9回やっています。このことがものすごく、いい啓発になっているなと思っています。対象は皮膚科医です。他の医者には、なかなかハンセン病を理解している人たちがいないのです。

そういう点では、さっき言った、野上先生はここにいらっしゃる。多分日本で10人いないハンセン病の専門家です。医者が診断・治療を迷ったら、こういう専門家に連絡をいただいて、再発の対処やらをきちんと出来る医学教育をもう少しやって、中さんなんかにも登場していただければいいなと思います。

それからもう一つは、やっぱり志村さんが言われたように、終末期医療もこれからどうするかということ。何かネットでもつくって、うまいこと酒本先生や野上先生のご協力です。いろいろな専門領域の医者の診療をスムーズに受けられるシステムを作ってほしいと願っています。さらに終末期医療を、これは普通の人たちだって大ごとなので、入所者の方がどう考えているのか、何をしたら僕たちが役に立つか、そういうことを考えることで

す。あとはやっぱり、医療関係者がまだまだ情けない状態にあるのも確かですので、そういうことも僕自身も反省を込めて、少し、やっぱり役に立ちたいなと思っています。以上です。

(遠藤委員)

いま小野先生が言われたこと、私も申し上げようと思ったのですが、啓発について、きちんと核心に伝わるようなものがなくて、だから中さんが皮膚科の先生に、見たこともないというハンセン病の後遺症についても、実際に「自分の後遺症はこうですよ」とお見せすると、皮膚科の先生方が本当に今まで知らなかったという形で、明るいお話をされていまして、こういうのは文献で調べるのではなくて、実際に体験して知るといって、そういうことがあるとすごくいいなと思いますし、いろいろな啓発事業というのでも、体験を通して心響くようなものがいいなと思います。

あと、中さんが一生懸命やられています、退所者の方たちがだんだん高齢化されて、先ほど、前に小野先生が言われたように、終末医療が近づいてくると、残念ながらせつかく退所された方が、恵楓園でもいらっしゃるし、他の療養所でもいらっしゃるのですが、刀折れ矢尽きて恵楓園に戻ってくる方たちが出てきていらっしゃるわけです。

せつかく退所した方が、社会の中で終末をちゃんと迎えられる仕組みを、多分、今までのような私たちではなくて、社会福祉士とか弁護士さんとか、専門家として相談に乗るような方たちがきちんとバックアップして行くことが必要だと思います。退所した人たちがまた療養所に戻らざるを得ないような社会環境をわれわれが直せないなら、退所するということを決断されて出て行かれた意味が問われてしまいます。本当に、何かわれわれが、社会が負けてしまったというか、それをみすみす療養所に戻りたくない人を戻してしまったというのは、われわれのある意味での責任ですよ。

だからこういうものも、県も市も含めて、退所した方がちゃんと意志を全うできるような仕組みができてきたらいいなと個人的には思います。

(中委員)

はい。関連してよろしいですか。

(内田委員長)

どうぞ。はい。

(中委員)

遠藤先生からせつかくいい話が出ましたので、補足というか、私が今実践したことをちょっと報告しますと、昨年9月に熊本市の介護専門職を受け入れる側、いわゆる老人施設を運営している人たちが、年に一回ぐらい研修をされているところに呼ばれて、ハンセン病回復者の介護について話してくれということでしたので、私は介護をされる、将来はされる方の立場だけど、どうしようかと思いましたが、菊池恵楓園の看護部長さんに「入所者の介護をするマニュアルみたいなものがあるのですか」と聞いたら、「平成14年に全国13の療養所の看護部で作った本がある。それか入手したのはない」と言うから、「だ

ったら、それください」ともらって行って 9 ページだけ抜粋して、ハンセン病の後遺症であるまひの状態、そういう手足がまひしている人の介護についてのことなど、私が話せるようなことを話しました。

そうすると 153 名の方から、全員からアンケートをいただいたのです。そうしたら私が期待していたより、とつても、私自身にとつても、自信のつく回答、理解に、これは皆さんが後々会議で必要とあれば、あげてもいいです。

「ハンセン病、初めて聞きました」という人もおりますが、私が一番心配したのは、退所者も高齢になったし、「看護、介護が必要になればハンセン病療養所に戻りたい」という人も、実際半分ぐらいはいると思います。だけど、もう「社会内で終末を迎えるのだ」という覚悟を持って生きている方も実際おられます。

ですから私は、帰りたい人は療養所に帰って看護、介護をしてもらっていいし、本人のそれは意志、尊重しないといかんです。だけど、社会内で最後まで生きることの方が、私は難しいと思います。

やっぱり何といつても、啓発につながる話ですが、偏見、差別、怖いです。私自身もいざそういう局面を迎えたときは「どうだろうか。受け入れてくれるだろうか」と不安がありましたので、ぜひこういう機会に発言をさせてもらってよかったです。

ほとんどの人が「理解ができた」と。後遺症のことが聞けて、「もし自分たちの施設に入所されるなら、今日聞いた話を参考にして見てあげたい」という内容のものです。

ただ 2、3 点は「私たちは受け入れていいけど、先に入所している人たちがどうだろうか」というようなご意見もあります。私は、その意見の方が多いだらうと思っていました。

また、私たちがハンセン病問題を理解してもらうのに一番苦勞しているのは、いわゆる高齢者の方ですよね。年配者です。「らい」と言われて、治らない、うつるの、遺伝ではという、そういう迷信を信じている、信じこんできた年齢層の人たちを理解させるのが、一番難しいと私も思っています。そういう人たちが今、介護施設に入居しているわけですから、私たちがいきなり入ってきて、その人たちが偏見や差別をされるだらうという、私はそれが心配なのです。だから職員さんが書いてあることは当然だと思っています。だから、私なら入居して、まだいまのように口が達者ならば、ちゃんと、入所者みんな集めて話でもしていきたいと思っています。

そこら辺がもうちょっと私たちも、もうあと何年も待てない状況に、年齢的に既になっているのです。だから一般の介護施設に入って、手足がハンセン病の後遺症で目立つようなものを持っていても、安心して社会で暮らせる状況をこの委員会を通してお願いをしたい、また、県の方にもお願いをしたい。

私は、熊本市の健康福祉子ども局健康福祉政策課で、今年の 1 月で延べ 59 回です。ハンセン病問題で意見交換をして、その間に市の受け入れをしている住宅にも優先入居できるように、とつても時間かかりました。

ハンセン病問題を誠に理解してくれなくて、私は泣いたこともあります。泣いて訴えた

こともあります。「なぜあなたたちを、県の病院から出てきた人たちを、熊本市が市営住宅まで優先入居させないといけないのか。なぜ熊本市役所に、退所者の相談窓口をつくらないといけないのか」と、そういう課長、課長補佐さんたちもおられたけど、粘り強く弁護士と、私と、何人か連れて行って意見交換する中で、やっと理解をしてもらえるようになってですね。

そして、例の 2009 年に施行されたハンセン病基本法、あのときは当時の課長さんまで、私たちが上通りで署名活動をしていたら「手伝いましょう」と来られるようになったんです。だから粘り強く、自治体に対しても啓発をしていけば、必ず分かってもらえるという自信を持ちました。

熊本県は、最初から潮谷義子知事（当時）が、私たちが志村さんと行って、「退所者に県営住宅を優先入居させるようにしてください」とお願いしたときから、県の取り組みはすぐやってくれましたから、ですから県の皆さんは理解してもらっていると思います。

何回も言いますが、退所者も社会で住みやすいような社会にしてもらいたい。そうすればハンセン病回復者だけじゃなく、他の、体に障がいがある方々、あるいは他にまた疾患があつて、差別的な扱いをされている方々も住みやすいと思っています。ですから障がい者、あるいはハンセン病回復者が住みやすい社会は、どなたでも住みやすい社会になるんだという、私は信念を持っています。ですから今後ともよろしくお願いします。

（下村委員）

皆さま方よりたくさんご意見をありがとうございます。志村さんからもお話がありましたように、人権教育のお話もいただきました。

私どもの課では、ハンセン病に対する正しい理解と、それからハンセン病問題への啓発という入り口で事業を進め、仕事をしてきているわけですが、そういう意味でハンセン病だけではなくて、広い意味での人権教育に、やはり踏み込んでいかなければいけないということを実感しているところでございます。

県でも、そういう役割を持った課もでございます。そういったところと、教育委員会もでございますし、連携、それから情報提供をしながら、一緒に進めていく必要があるなど考えております。

それから中さんから温かい、ありがたいお言葉をいただきました。啓発をすればするほど、住みやすい世の中になると実感しているということでお話いただきました。まだまだ足りない部分もあると思います。今のお話の中でも、医療の関係の方々にも理解をしていただく必要がまだまだある。

それから退所者の方々の、住みやすい社会をつくっていくべきだということで、私どもが啓発をまだまだ進めていく必要があると思いますので、ぜひこの委員会を通じて、県の施策であるとか、進め方についてのご意見等いただきながら、今後またよりよい啓発に進めていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いします。

(池田委員)

失礼いたします。人権同和教育課の池田と申します。今日は、委員の皆さま方から話を聞かせていただきまして、やはりさまざまな人権問題に対しまして、その差別や偏見を解消するためには、いかに教育啓発が大切であるかということをしっかり認識をさせていただいたところでございます。

先ほど教育委員会としましては、合志市、菊池恵楓園入所者自治会の皆さま方が一緒になって作られました普及啓発 DVD「壁をこえて」というのがありますが、早速、4月にはそれを配付いたしまして、まず先生方に、職員に研修として活用していただいて、正しい知識を身に付けていただきたいと思いますと考えています。それを受けて各学校の実態に応じて、今度は児童生徒に正しい理解が知識が身に付くように、今度 DVD を授業に生かしていきたいと思っております。

それから併せまして、実はここに今日、人権同和教育課で作りました平成 15 年度の人権教育推進資料をお持ちしました。これは「豊かな心を育むために」というハンセン病関係実践資料集でございます。これは小学校高学年、中学校、高等学校ということで載っております。三つの視点から出ております。一つ目は「医学から見るハンセン病」、二つ目は「歴史から学ぶハンセン病」、そして「ハンセン病患者等の人権回復」(平成 20 年 3 月改定版 熊本県人権教育・啓発基本計画より「ハンセン病回復者等の人権」と名称変更)という三つの視点から、これを恵楓園の皆さま方のご協力のもとに作らせていただいたものです。これも併せて、ぜひホームページ等でもアップしまして、先生方のよりよい学びの場、あるいは子どもたちと一緒に学んでいく研修の場になればと思っております。

それからもう一点でございますが、健康づくり推進課との連携をしていきたいということで、実は今日お話がありました。「無らい県運動」の検証委員会の報告書の概要版と、それからこれは健康づくり推進課の作っておられます「ハンセン病を正しく理解しましょう」というのがありますが、こういったパンフレットも、ぜひ教育委員会で研修を行っていただきます例えば校長研修会とか、初任者研修会とか、5 年経験者研修とか、10 年経験者研修というところでもぜひ配付させていただきまして、またしっかりと理解を深めていただくような形で、進めさせていただきたいなと思っております。今日はどうもありがとうございました。

(内田委員長)

ありがとうございました。全国的にも、熊本県のこの委員会の方式というのは注目されております。おそらくは全国の自治体のトップを走っているのだらうと思います。国の方も非常に注目をしていただいているところです。自治体、園と社会各界がともに連携をして、この問題に取り組んでいくというのは、多分、今、一番注目されているところだと思いますので、委員の方々とか県とか、いろんな各界のお知恵をいただいて、そのモデルにふさわしいような事業を展開していければと思っております。今後ともよろしく願い申し上げます。

まだまだご意見聞かせていただきたいのですが、そろそろ時間がまいりましたので、事務局の方に戻させていただきます。私の方の議事はこれで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(福原課長補佐)

内田委員長、議事進行ありがとうございました。

以上をもちまして第 1 回ハンセン病問題啓発推進委員会を終了いたします。各委員の皆さま、本日は大変ありがとうございました。